

○研究開発評価実施要領（平成20年8月1日一部改正）
（関係部分抜粋）

第4 委託プロジェクト研究の研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) 事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直して開始しようとする部分とするが、以下に該当するものは除く。評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

ア 中間評価の結果を踏まえて開始するもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 制度内容の変更を伴わず単に制度規模の拡大に伴い経費が増加するもの

(2) 中間評価

(3) 事後評価

2 評価の方法

(1) 事前評価

① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2を原則に実施するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課長の総括の下、委託プロジェクト研究を担当する研究開発官（以下「担当研究開発官」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当研究開発官は、予算要求を行う委託プロジェクト研究の概要資料及び自己評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。

イ 準備委員会（「委託プロジェクト研究の実施について」（平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究実施通知」という。）第5に定めるプロジェクト研究準備委員会をいう。以下同じ。）は、自己評価案について、その妥当性を検討し、自己評価の修正に関する意見をとりまとめるものとする。

ウ 担当研究開発官は、準備委員会の意見を踏まえ、自己評価結果を決定するものとする。

③ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 中間評価

(3) 事後評価

別表 2 (関係部分抜粋)

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準【事前評価】

評価項目 (注1)	評価項目に含まれる事項 (注2)	評価基準
1. 農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業・食品産業のニーズからみた重要性 ・ 国民生活のニーズからみた重要性 ・ 研究の科学的・技術的意義 (独創性、革新性、先導性) 	S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政政策との連携、国の基本計画等との関係の明確性 ・ 次年度に着手すべき緊急性 	S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い
3. 研究目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目標の明確性 ・ 目標とする水準の妥当性 ・ 目標達成の可能性 	S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い
4. 研究計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投入される研究資源の妥当性 ・ 研究推進体制、課題構成、実施期間の妥当性 	S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い
5. 研究が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済への効果を示す目標 (アウトカム目標) の明確性 ・ 研究成果の活用方法の明確性 (事業化・実用化の見通し等) ・ 他の研究の波及可能性 	S : 非常に高い A : 高い B : やや低い C : 低い
<p>〔総括評価基準〕</p> <p>1～5の観点を踏まえ、プロジェクト研究全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A : プロジェクト研究は順調に進捗しており、継続することは妥当である。</p> <p>B : プロジェクト研究の見直しが必要である。</p> <p>C : プロジェクト研究は中止すべき。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

・ 事前評価では必要性は1及び2、効率性は4、有効性は3及び5

(注2) 研究内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

(注3) 基礎的・基盤的研究等については、他の研究への波及効果及びそれらの研究を通じてもたらされる社会・経済等に及ぼす効果について評価を行う。